

磐田市役所庁舎内壁面広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市庁舎内壁面広告（以下「壁面広告」という。）に関し、磐田市広告掲載要綱（平成19年磐田市告示第27号。以下「要綱」という。）及び磐田市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において壁面広告とは、民間企業の広告をする目的で磐田市役所内の壁面、柱等に掲出するポスター類をいう。

(壁面広告の設置箇所、規格等)

第3条 設置箇所、規格、掲載期間等については、募集要項で定める。

(掲載可能な広告の範囲)

第4条 広告主として広告を掲載することができる者及び掲載する広告の内容の範囲は、要綱及び基準の規定に準ずるものとする。

(広告取扱事業者の募集)

第5条 壁面広告を掲載するため、広告取扱事業者（広告主を募集し、当該広告主に係る広告掲載を行うものをいう。以下同じ）の募集は公募により行う。

2 前項の公募は、市が別に定める募集要領を磐田市ホームページ等に掲載することにより行う。

(広告取扱事業者の選定)

第6条 広告取扱事業者は、募集要領に定めた提出書類に基づき、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し選定するものとする。

(契約等の締結)

第7条 広告取扱事業者は、市の指定する期日までに市と広告取扱業務に関する契約を締結しなければならない。

2 前項の契約の有効期限は募集要領に定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は契約を更新することができるものとする。

(広告主の募集及び広告の作成)

第8条 広告取扱事業者は自己の責任及び負担で、広告主を募集し、かつ掲示物を作成しなければならない。

2 広告取扱事業者は、広告主の募集にあたり、要綱、基準及びこの要領を表示又は説明しなければならない

3 広告取扱事業者は広告主の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに市が、広告の募集者であるような誤解を受けることの

ないよう配慮しなければならない。

(広告の審査)

第9条 広告取扱事業者は、壁面広告の内容について、掲載前に市の審査を受けなければならない。

2 前項の審査において、市から内容について修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告取扱事業者は、市が指定する期日及び方法で広告掲載料（以下、掲載料）を納入しなければならない。

(行政財産の使用許可)

第11条 広告取扱事業者は、あらかじめ財産管理者に対し、磐田市財産管理規則に定める行政財産使用許可申請書を提出し許可を得なければならない。

(行政財産目的外使用料等)

第12条 壁面広告の掲載に係る庁舎の行政財産目的外使用料（以下、目的外使用料）は、別に定めるものとする。

2 市長は、掲載料及び目的外使用料のほか広告掲載に伴い電気などの使用料が発生する場合はその他の使用料を徴収することができる。

(壁面広告の設置、保守管理など)

第13条 壁面広告の設置、保守管理及び撤去は広告取扱事業者の負担により行わなければならない。ただし、設置及び撤去は、市と協議、調整のうえ行うものとする。

2 広告取扱事業者は、壁面広告を撤去したときは、庁舎等を原状に回復しなければならない。

(広告掲載料及び目的外使用料等の返還)

第14条 徴収した掲載料、目的外使用料等は還付しない。ただし、特別の理由があると市長が認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定により還付する場合は、利子及び利息などは付さない。

(広告取扱事業者の責務)

第15条 広告取扱事業者は、広告掲載設備及び広告の内容等、掲載された広告物に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱事業者は、広告掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに市と第7条に規定する契約などを締結しないとき。
- (2) 指定する期日までに掲載料、目的外使用料等の納付がないとき。
- (3) 指定する期日までに広告の掲載がないとき。
- (4) 前条第2項に規定する広告の修正を広告取扱事業者が行わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を不適切と認めるとき。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、内壁面広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。